

第 1 章

施設整備の推移と現状

この章の要点

- 1 区では、基本構想に基づき計画的に施設を整備してきました。
- 2 17年度末で土地170万㎡、建物80万㎡を保有しています。
- 3 建物の建設などに使う投資的経費は、一般会計の約6%です。
- 4 保育園、児童館の利用者は増加しています。
- 5 小・中学校の児童生徒数は、ピーク時の半分以下になっています。
- 6 杉並公会堂は、公共的なホールとしては全国初となるPFI（民間資金活用）事業で整備しました。

- 平成17年7月竣工の「方南図書館併設方南保育園」外観（写真上）とだれでもトイレ内部（写真下）。
- だれでもトイレは、車椅子を使用している方や、高齢者の方、介護者と一緒に行動しなければいけない方、乳幼児連れの方、妊娠中の方など、だれでもが使用できるようにつくられています。また、オストメイト(人工肛門、人工膀胱の保有者)対応にもなっています。



1. 施設整備の経緯

杉並区では、まちづくりを長期的視点から総合的に行うため、昭和45年5月「杉並区長期行財政計画」を策定し地域に必要な施設を設置するなど、計画的な行政運営の実践を開始しました。

こうしたなか、昭和49年には地方自治法が改正され、基本構想に基づいた計画的行政運営を次のとおり行い、施設もその計画に沿って整備してきました。

(1) 杉並区長期行財政計画（昭和45年5月）

区民等を交えた「杉並区長期基本計画審議会」の「杉並区長期基本計画に関する答申」に基づき、昭和60年を目標とした長期計画を策定しました。

この計画では、地域を構成する大きな単位として7地域の標準生活圏域と、それを細分化した46地区の「近隣住区」の考え方が採用されました。これを施設の規模及び配置を定める場合の基準とすることによって、施設の体系的整備を進めることとし、現在の施設配置の原型が形成されました。

(2) 杉並区基本構想（昭和52年12月12日議決）

昭和49年の地方自治法の改正（昭和50年4月1日施行）に基づき、「杉並区基本構想」を策定しました。

この基本構想は、その目標期間を昭和60年代に据え、具体化のための基本計画として「杉並区長期行財政計画」及び「杉並区行財政実施計画」を策定し運用を図っていくものでした。

基本構想の実現のために、駅勢圏を中心とした7地域と小学校区に準じた46地区を区分し、コミュニティの形成に向け、公共施設の配置等地域行政サービスの総合化を推進することとしました。

(3) 杉並区基本構想（昭和63年9月28日議決）

国際化、高齢化、高度情報化という大きな変革のなかにあって、21世紀を展望した、新しい基本構想を策定しました。

この基本構想の具体化を図るため、新しい総合的な「長期計画」を策定しました。

(4) 杉並区21世紀ビジョン（平成12年9月27日議決）

21世紀のはじまりを目前にして、杉並区の望ましい将来像と目標を描きながら、新しい基本構想として「杉並区21世紀ビジョン」を策定しました。

その第Ⅰ部では、ビジョンの全体を6つの柱にまとめ、区民憲章として宣言しました。また第Ⅱ部では、杉並区の将来像を、『区民が創る「みどりの都市」杉並』とし、将来像の実現のために次の4つの目標と、それを達成するための施策の基本指針が掲げました。

そして、21世紀ビジョンの実現に向け、区民、事業者、行政の役割を踏まえ、区民と行政が協働し、創造的で開かれた自治体経営を行い、一層の自治権の拡充に取り組み、近隣自治体とも協力・連携し諸問題の解決を図っていくものとされました。

(5) 杉並区基本計画（平成13年2月）

杉並区21世紀ビジョンの将来像と目標を実現するために、平成13年度から22年度の10か年の、区が長期的に取り組むべき課題と施策の体系・方向・内容を明示した計画として策定しました。

前期5か年を財政の裏付けを有する実行計画とし、後期5か年は展望的な計画としました。4年目には社会経済情勢の変化等を踏まえ、改めて実行計画として修正・策定するものとしました。

また、本計画に基づく施設整備にあたり、公共施設の利便性・公平性を確保するために設定されてきた次の配置基準を基本的に踏襲しました。

- | |
|-----|
| 地 域 |
|-----|

・・・通勤通学、買い物など日常の行動圏域として、交通体系から見て駅勢圏を中心に定める7つの地域
- | |
|-----|
| 地 区 |
|-----|

・・・地域を構成する単位として、児童の通学等の流動区域を基準に、計画幹線道路の完成による分断がないように調整した46の地域
- | |
|-------|
| 広域的施設 |
|-------|

・・・区全域を単位として必要数を算定し整備する(社会教育センター等)。
- | |
|-------|
| 地域的施設 |
|-------|

・・・地域を単位として必要数を算定し整備する(図書館等)。
- | |
|------|
| 近隣施設 |
|------|

・・・地区を単位として必要数を算定し整備する(保育園等)。

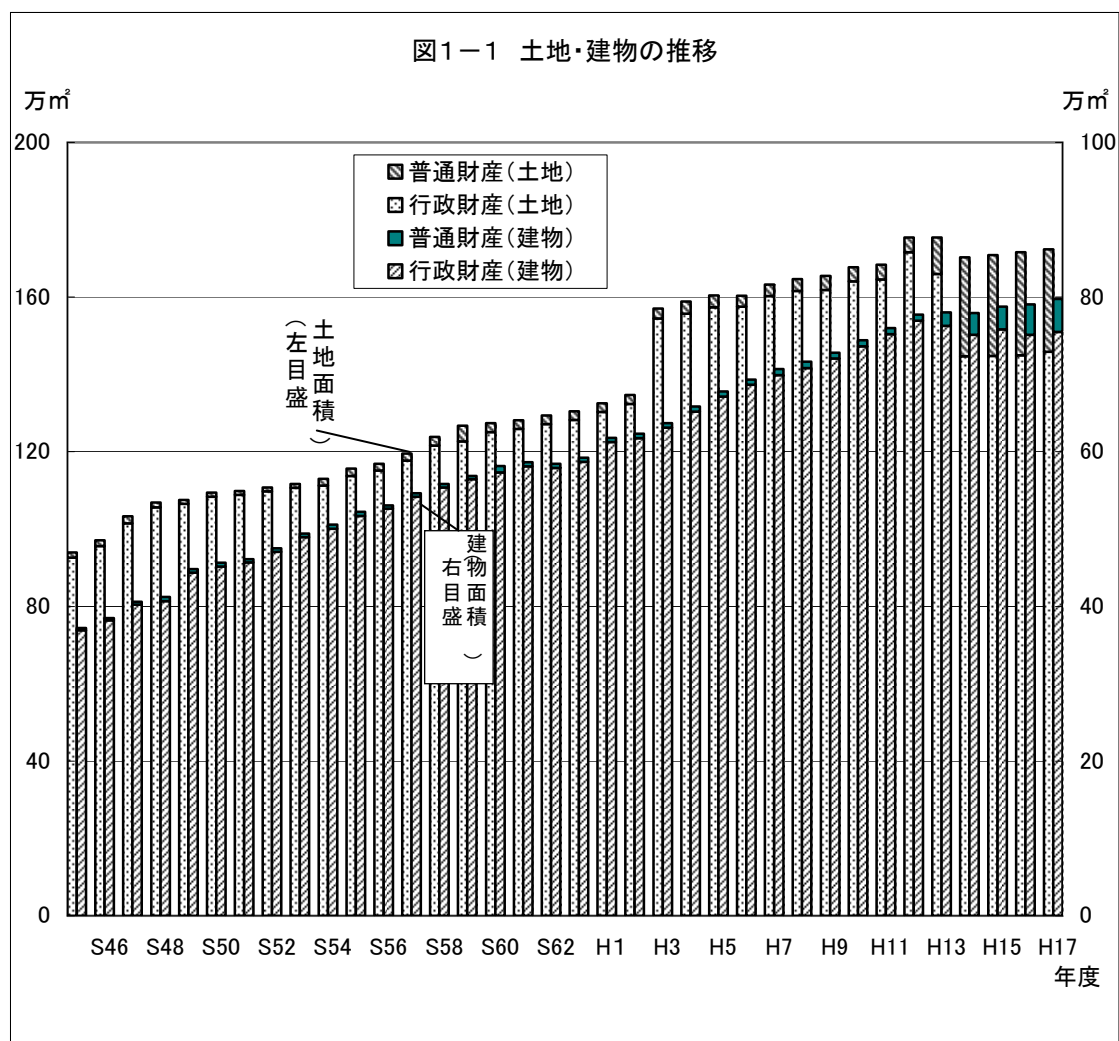
なお、施設の整備にあたっては、施策の見直し等による転用等が可能な既存施設を有効に活用するものとしました。

(6) すぎなみ五つ星プラン（平成16年11月）

杉並区基本計画策定後4年が経過し、区政を取り巻く社会経済状況の急激な変化を踏まえ、17～22年度の後期部分を改定しました。平成22年度における杉並区のあるべき姿として「人が育ち 人が生きる杉並区」をめざしています。

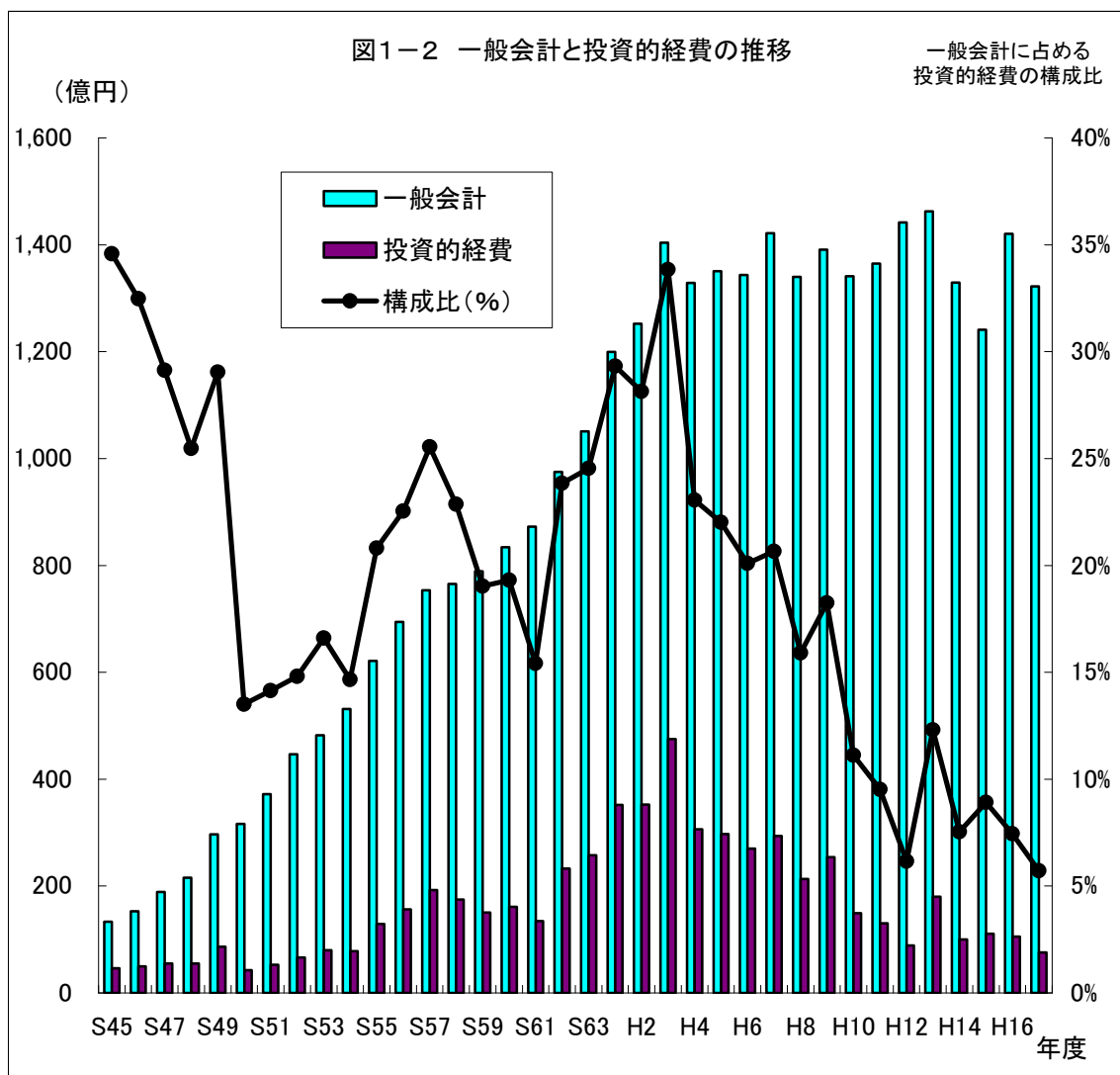
2. 施設整備の推移

- 平成 17 年度末現在、杉並区は約 170 万 m^2 の土地を公有財産（区道は除く）として保有しています。土地の推移を図 1-1 にみると、昭和 40 年代の各施設建設に伴う土地の購入、昭和 58 年頃の国有施設跡地の購入、平成 3 年度の自然村の土地購入、平成 12 年度の公園用地の購入などで土地の面積が増加している特徴がみられます。また、校外施設を売却したことや民間委託したことにより、平成 14 年度には初めて保有面積が減少し、普通財産の占める割合が大きく伸びています。ここ 3 年は、微増となっています。
- 建物は約 80 万 m^2 弱を保有し、図 1-1 の建物の推移のように、昭和 45 年度から平成 13 年度までほぼ毎年増加しつづけ、約 2 倍となっています。平成 14 年度は施設廃止により微減となり、その後は微増となっています。



3. 投資的経費の推移

- 昭和 45 年度から平成 17 年度までの 35 年間に投入した投資的経費と一般会計の推移は、図 1-2 のとおりです。
- 一般会計は、平成 3 年度まで増えつづけ、昭和 45 年度の 10 倍になっています。その後、ここ 14 年間は 1,200~1,400 億円台を推移しています。
- 投資的経費は、平成 3 年度からは減少傾向にあります。そのため、一般会計に占める投資的経費の割合は、平成 3 年度に 34%であったものが、平成 17 年度には 6%となっています。



4. 主な施設の現況

(1) 保育園

- 保育園は、児童福祉法の規定に基づき、その親の就労等により当該乳幼児を保育することができないときに保育を行う施設です。

昭和36年度の杉並保育園、堀ノ内保育園及び井荻保育園を皮切りに、昭和30年代に7園、40年代に24園、50年代には12園、そして昭和61年度に1園が開設されました。現在は44園となっています。このうち、31園は児童館、ゆうゆう館などとの併設施設で、13園が保育園単独施設となっています。保育園44園の総延べ床面積の合計は、26,881.54㎡で、一園あたりの平均は610.94㎡です。

- 保育園の利用者である5歳以下の乳幼児人口は、20年前の昭和58年度に比べると約2/3になりました。5歳以下の人口の減少に伴って、保育園の在籍児童も一時減少傾向となりましたが、現在では上昇傾向にあります（図1-3）。

また、定員数に対する在籍児童数の割合をみると、平成2年度までは、地域の保育需要と供給のバランスに差が生じ、いわゆる「空き」の出る傾向にありました。しかし、状況に合わせた定員の調整を行った結果、この割合は再び90%を超えるところとなり、現在では98%と昭和58年度と同様の状況となりました（図1-4）。

- 公・私立保育園在籍児童数と保育園利用率の推移は、図1-5のとおりです。

昭和58年度には、公・私立保育園をあわせて5,000人を超えていた在籍児童数は、一時期約4,600人前後で推移していましたが、現在では上昇傾向に転じています。一方、保育園利用率をみると、昭和58年度は約17%であったのに対し、平成17年度には約25%となりました。

- 就労形態の多様化などにより保育を必要とする子どもが増加し、保護者の求める保育ニーズも多種多様化してきています。こうした中、公立保育園の役割を踏まえつつも、民間の力を活用した委託や民営化を推進することとし、16年4月から高井戸保育園に、18年4月から高円寺北保育園及び荻窪北保育園に指定管理者制度を導入し、現在3園を公設民営で運営しています。施設の老朽化等に伴い改築等が計画化されている園を基本に、公設民営化を実施することとしています。

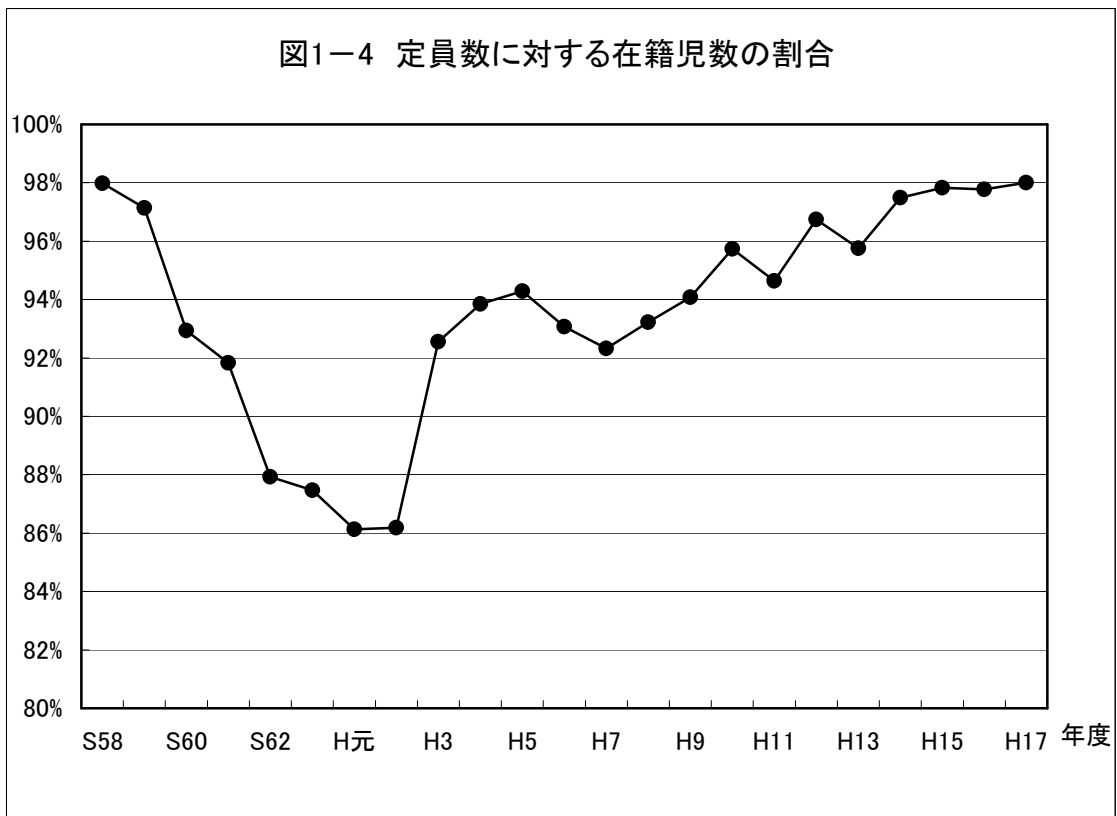
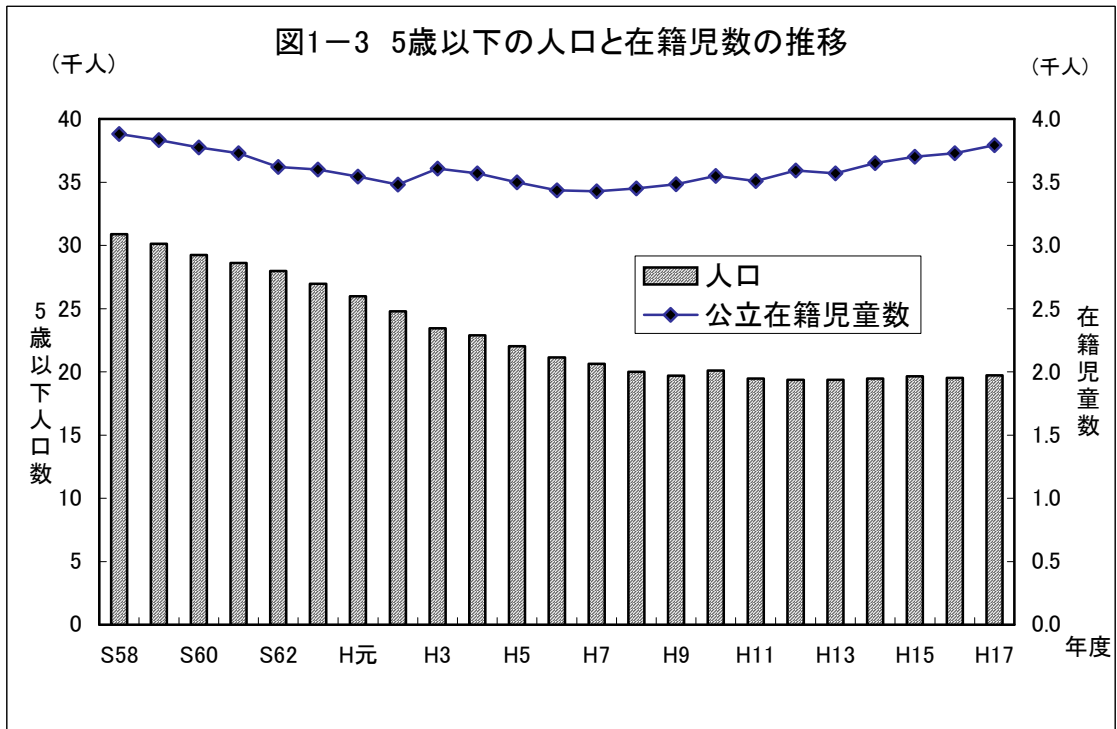
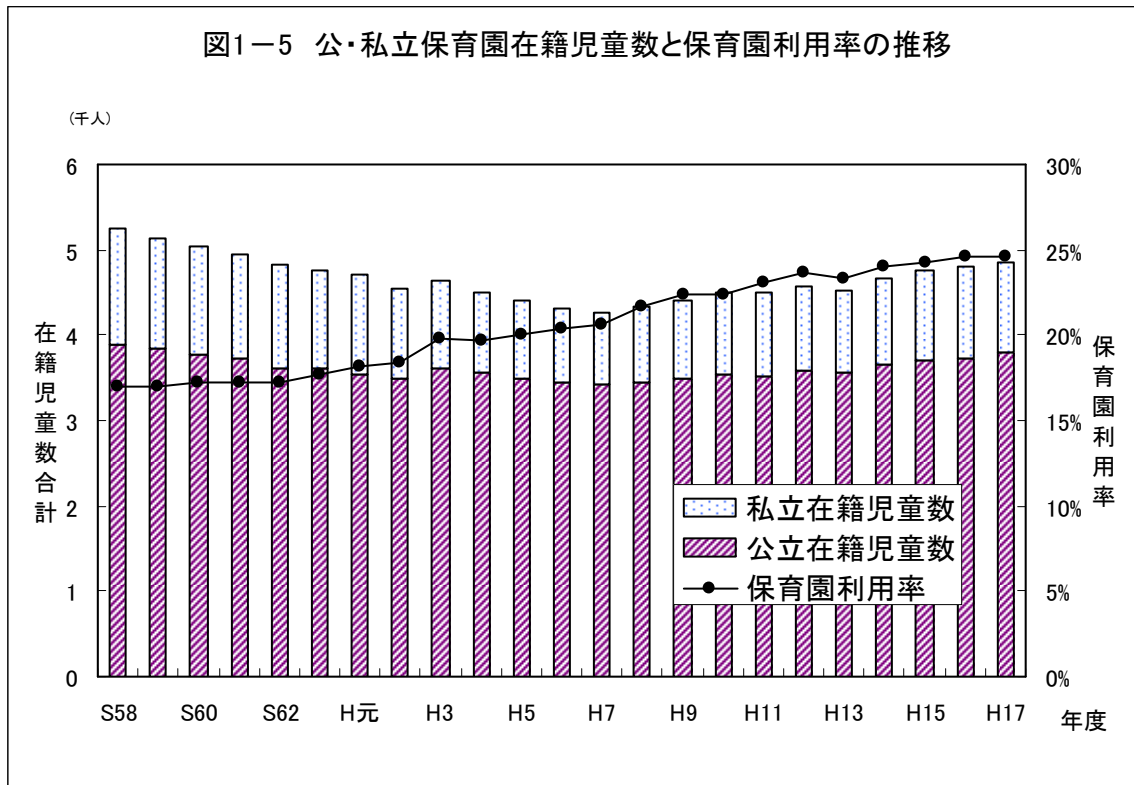


図1-5 公・私立保育園在籍児童数と保育園利用率の推移



(2) 児童館

- 児童館は、18歳までの児童の健全育成に資するための児童福祉法に基づく施設です。区には、中高生のための大型児童館としての児童青少年センターほか41の児童館が配置されています。

児童青少年センターは男女平等推進センターとの併設施設で、他の41館中20館は保育園等との併設施設です。

- 児童館の多くは、保護者の就労等により放課後等に適切な保護を受けられない、主として小学校1年生から4年生までの児童を対象とした学童クラブ事業を実施しています。平成18年度現在、児童館外の学童クラブ7か所を含め、47か所のクラブがあります。このうち、新泉学童クラブ及び松ノ木小学童クラブについて、18年度から運営を社会福祉法人に委託しました。

- 児童青少年センターの延べ床面積は2,361.08㎡、児童館41館の総延べ床面積の合計は25,253.03㎡で、一館あたりの平均は615.93㎡です。

- 少子化の影響により、14歳以下児童数は近年減少傾向にありますが、児童館の利用者数は増えています（図1-6）。利用者の内訳を見ると、小学生及び乳幼児を連れた保護者の利用が増加しています（図1-7）。また、相対的には少数ですが、平成9年度の「ゆう杉並（児童青少年センター）」の開設を機に、高校生の利用者が増えました。

学童クラブ利用児童も、一時は減少傾向にありましたが、最近では大幅に利用者が増加しています（図1-8）。

児童館数は、23区中で見ると3位に位置しています。14歳以下人口千人あたりの児童館数では、6位となっています（図1-9）。

- 子どもの安全・安心を脅かす事件の多発により、子どもが安全に過ごせる居場所が強く求められています。また、一時預かり、子育て情報の提供、相談機能の強化など、多様化する子育てニーズへの対応を求める声が高まっています。こうした中、平成18年2月に設置された「杉並区児童館等のあり方検討会」において、これからの児童館・学童クラブの役割や目指すべき方向等について検討が行われてきました。18年12月に示されたこの検討会の報告を踏まえ、今後地域の子育て支援の拠点としての機能強化などの具体化方針を策定し、可能なものから実現を図っていきます。

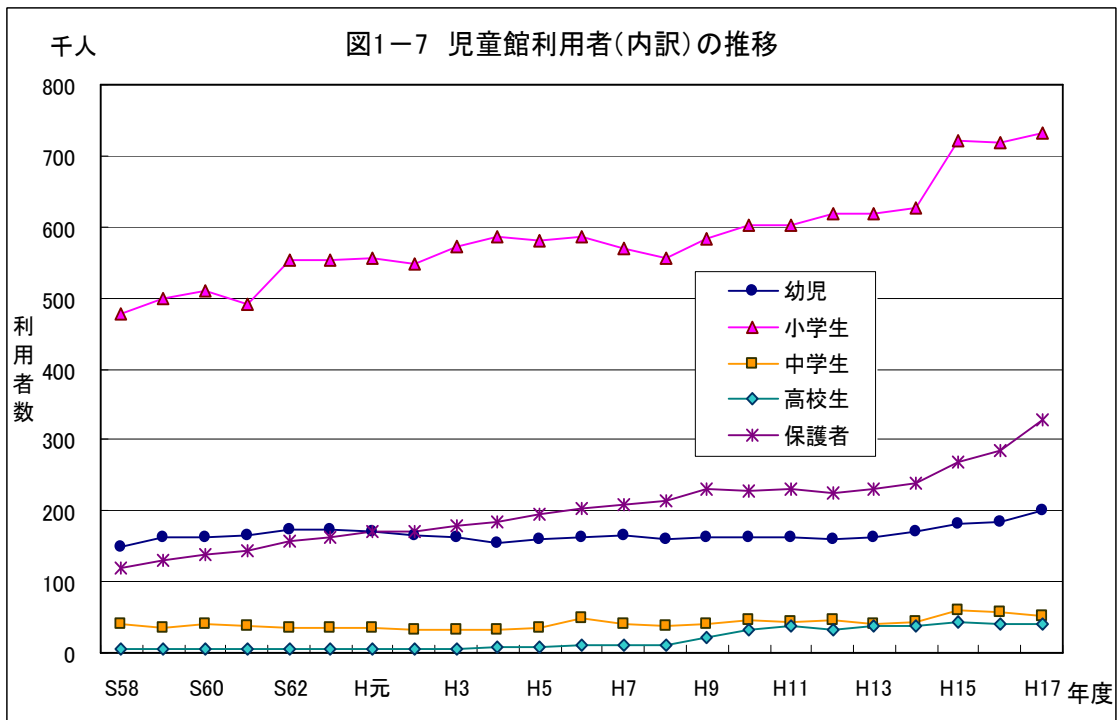
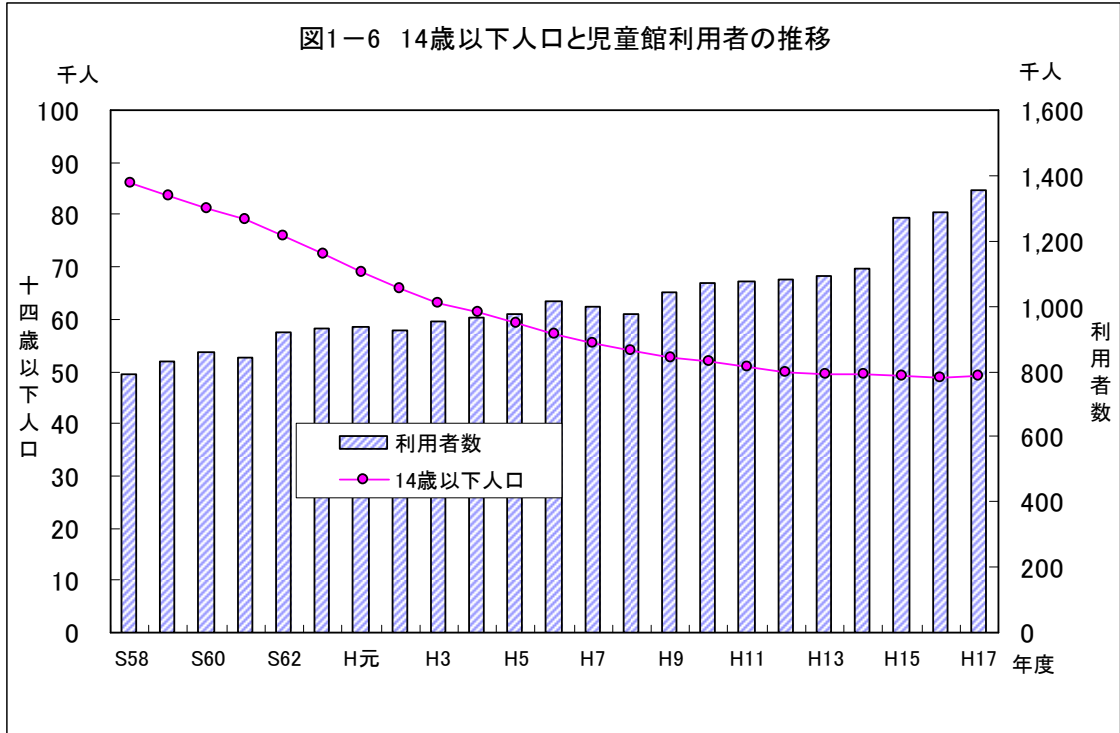


図1-8 学童クラブ利用者数

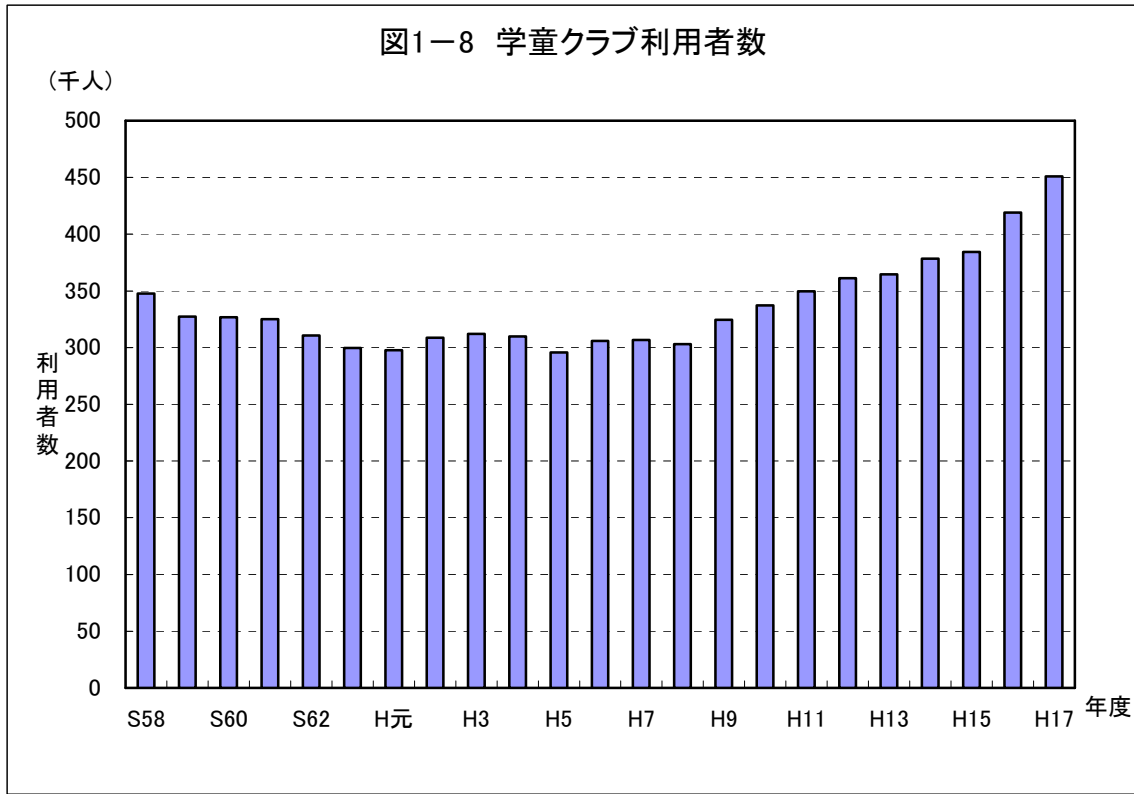
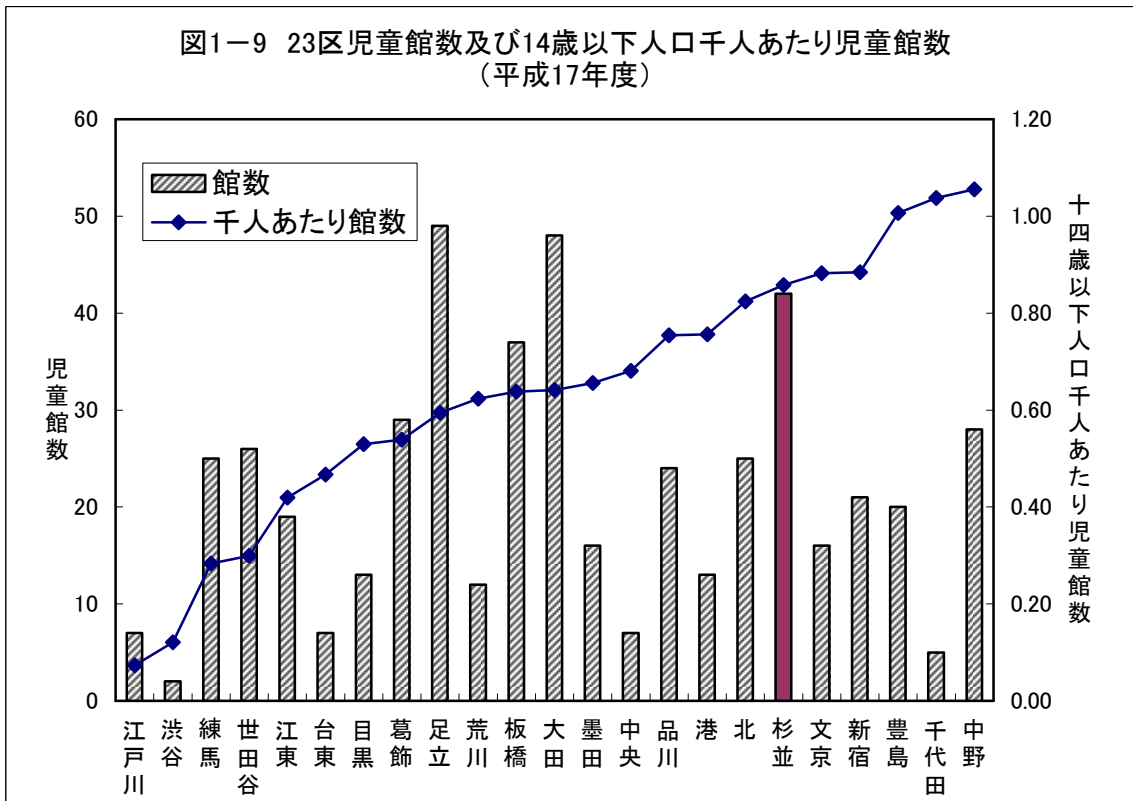


図1-9 23区児童館数及び14歳以下人口千人あたり児童館数 (平成17年度)



(3) 小・中学校

- 小・中学校は、昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて木造校舎を不燃化するための改築が始まりました。併せて、児童生徒の急増に伴う新校の設置や教室不足を補うための増築、さらには、教育内容の充実を図るために特別教室、給食室の増築等を順次行ってきました。現在では、小学校が 44 校、中学校が 23 校となっています。
- 校舎と屋内運動場を含めた小学校 44 校の総延べ床面積は、234,603 m² で、一校あたりの平均は 5,332 m² です。また、同様に中学校 23 校の総延べ床面積は、150,160 m² で、一校あたりの平均は 6,529 m² となっています。
- 区立小・中学校の児童・生徒数の推移と学級数の推移は、図 1-10 及び図 1-11 のとおりです。
- 小学校の児童数のピークは、昭和 54 年度の 37,623 人でした。その後児童数は毎年減少し、平成 10 年度にピーク時の半分以下になってからも減り続けました。ここ 2~3 年は、17,000 人台で横ばい状態となっています。また、小学校の学級数のピークは、昭和 54 年度の 962 学級でしたが、平成 17 年度は、ピーク時の 6 割以下となっています。
- 中学校の生徒数のピークは、昭和 58 年度の 16,394 人でした。その後は小学校同様に減少し、平成 10 年度にピーク時の半分以下になってからも減り続け、平成 17 年度には、6,000 人台となっています。また、中学校の学級数のピークは、昭和 58 年度の 400 学級でしたが、平成 17 年度は、ピーク時の 5 割以下となっています。
- 学級数が減ったことにより余裕教室が生じ、平成 17 年度には小・中学校合わせた余裕教室の数は 181 教室となっています。
- このような学校施設の状況のなかで、平成 15 年 12 月に「杉並区立学校適正規模検討委員会」の「望ましい学校規模等」の答申を踏まえ、区は「杉並区小中学校適正配置基本方針(平成 16 年 7 月)」を定めました。この基本方針をもとに、18 年 2 月には「杉並区立小中学校第一次適正配置計画(小学校の統合)」を策定し、杉並第五小学校と若杉小学校を平成 20 年 4 月に統合することとしました。新しい学校の位置は、通学区域から現杉並第 5 小学校の校地としますが、統合の時点では現若杉小学校の校地・校舎を用い、老朽化した現杉並第五小学校(昭和 33 年に改築されたもので、平成 20 年には築 50 年の改築時期を迎える。)を改築し、平成 22 年度には新校舎に移転する計画です。

図1-10 区立小学校児童数・学級数の推移

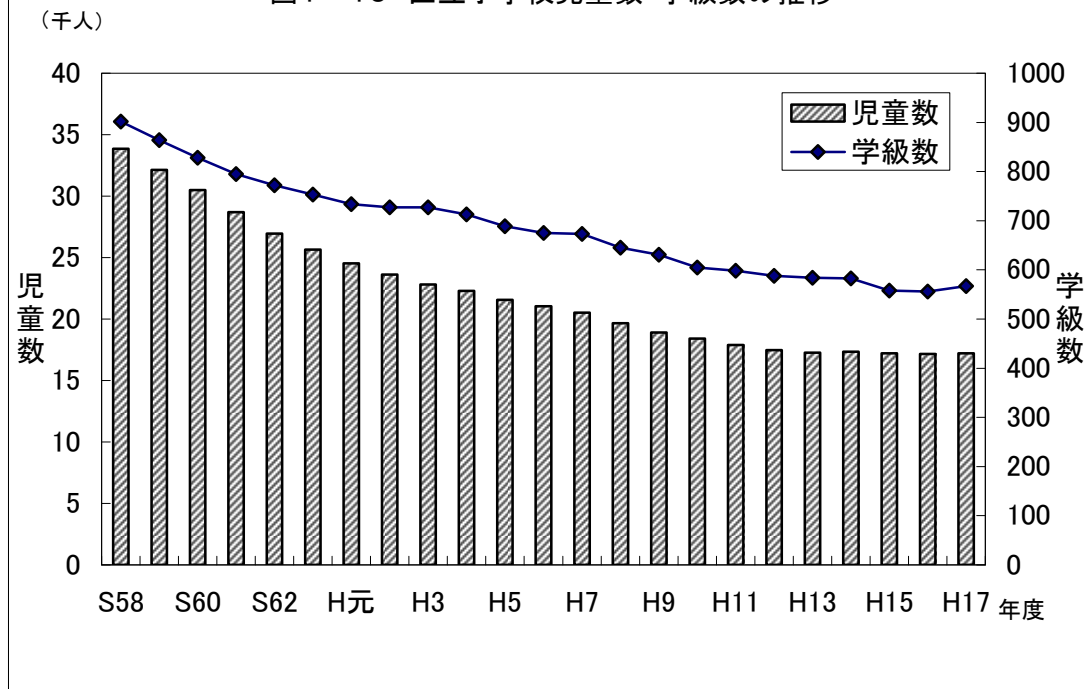
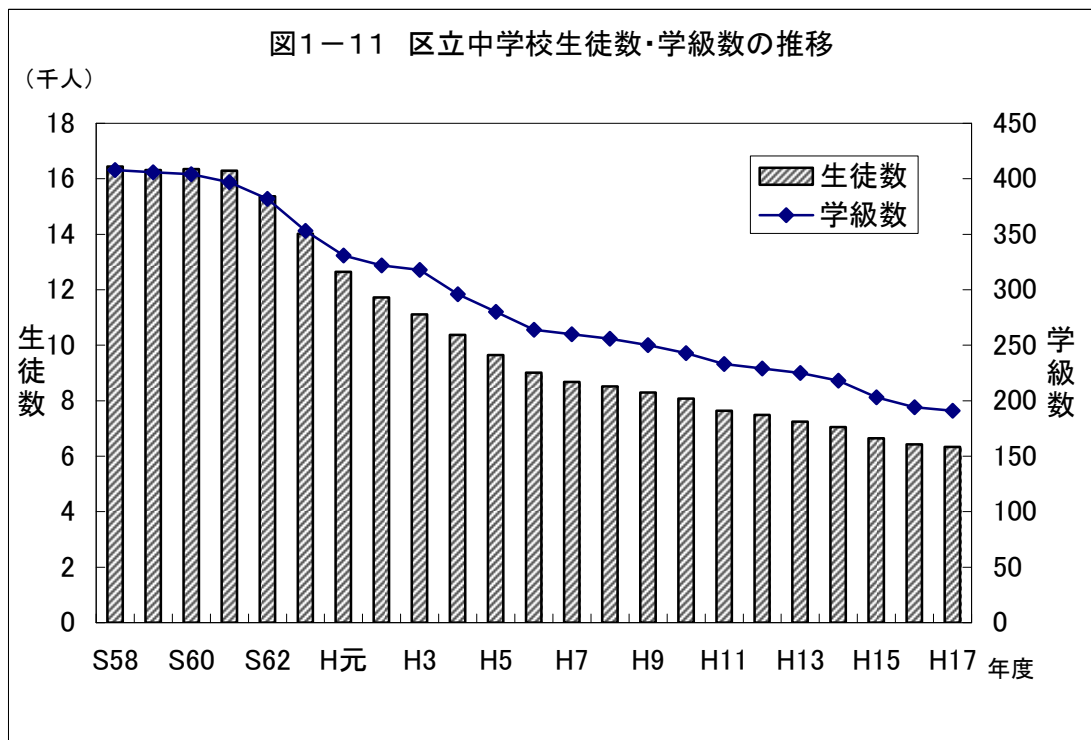


図1-11 区立中学校生徒数・学級数の推移



(4) 公共住宅

区の公共住宅は、低所得世帯向けの区営住宅、高齢者住宅（みどりの里）と中堅所得層ファミリー世帯を対象とする区民住宅（ベル・サラン）の3種類に区分されます。

- 区営住宅

住宅に困窮する一定所得以下の世帯を入居対象としています。

区営住宅は、平成4年4月に都から移管を受けた1団地16戸を手始めに、平成19年3月までに28団地774戸が都からの移管又は区による改築により整備し、管理しています。うち、6戸は車いす世帯用住宅となっています。また、向井町第二住宅は、平成19年度の竣工に向け改築工事を進めています。1団地当たりの規模（向井町第二住宅を除く）は12戸～79戸、間取りは2DK、2LDK又は3DK、1戸当たりの専用面積は39.0㎡～64.5㎡となっています。

- 高齢者住宅（みどりの里）

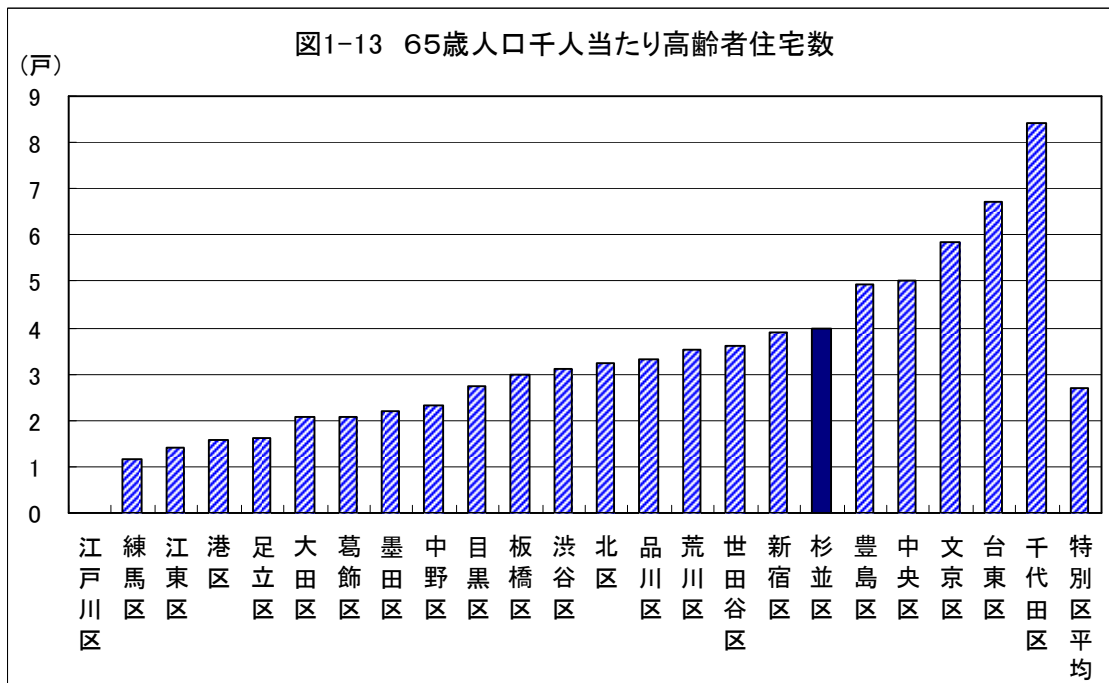
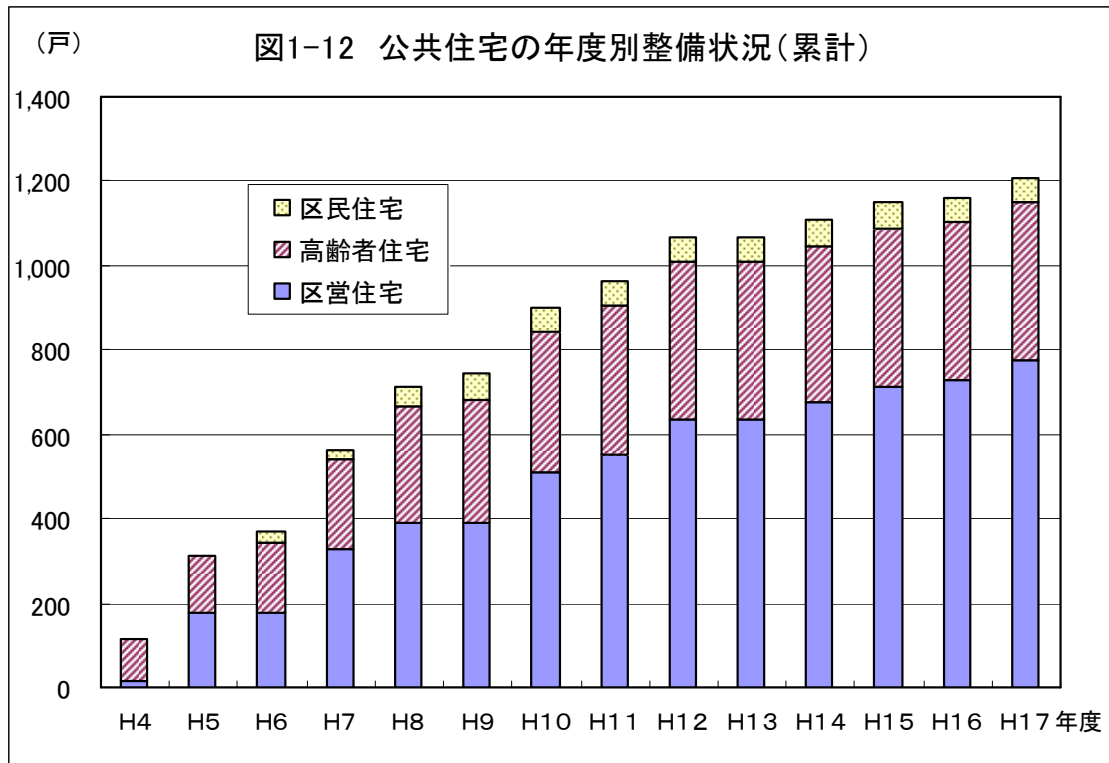
住宅に困窮する一定所得以下の65歳以上の世帯を入居対象としています。

高齢者住宅（みどりの里）は、平成4年8月の45戸を手始めに、平成12年11月までに15箇所374戸を整備し、管理しています。なお、公有財産である上高井戸みどりの里の76戸を除いては、所有者との間に20年間の借上げ契約をしています。1箇所当たりの規模は13戸～76戸、間取りは1DK又は2DK、1戸当たりの専用面積は26.6㎡～43.9㎡となっています。

- 区民住宅（ベル・サラン）

一定の所得範囲内にある世帯で、18歳未満の子どもが一人以上いるファミリー世帯を入居対象としています。

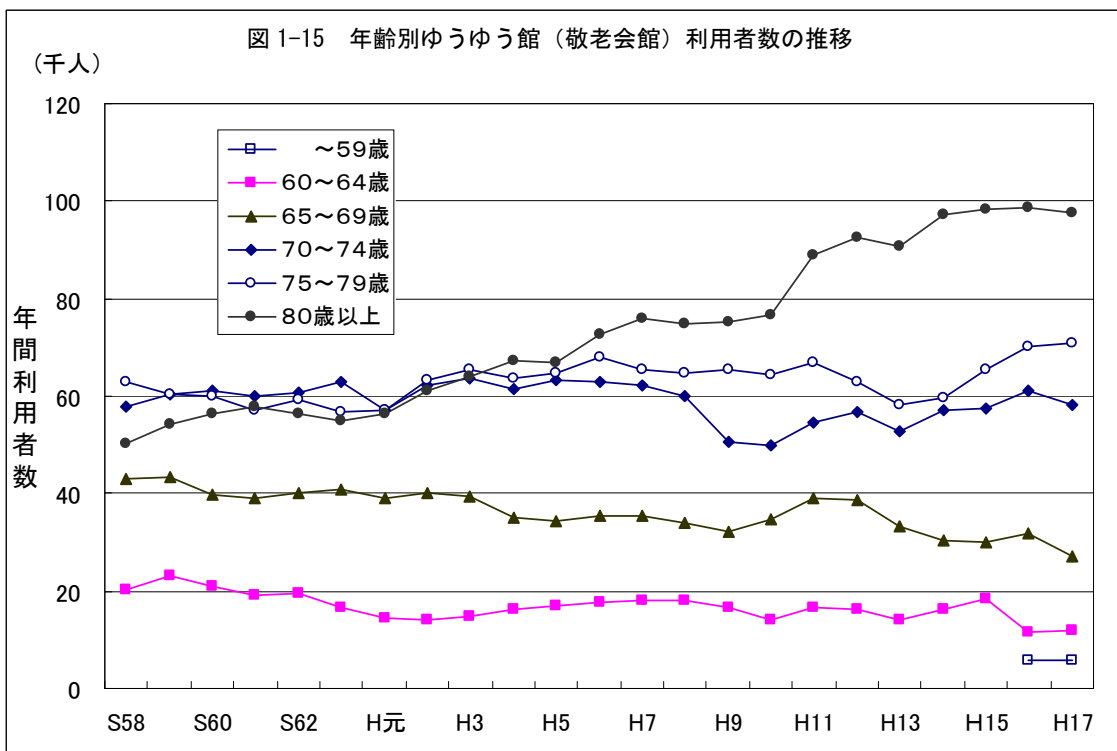
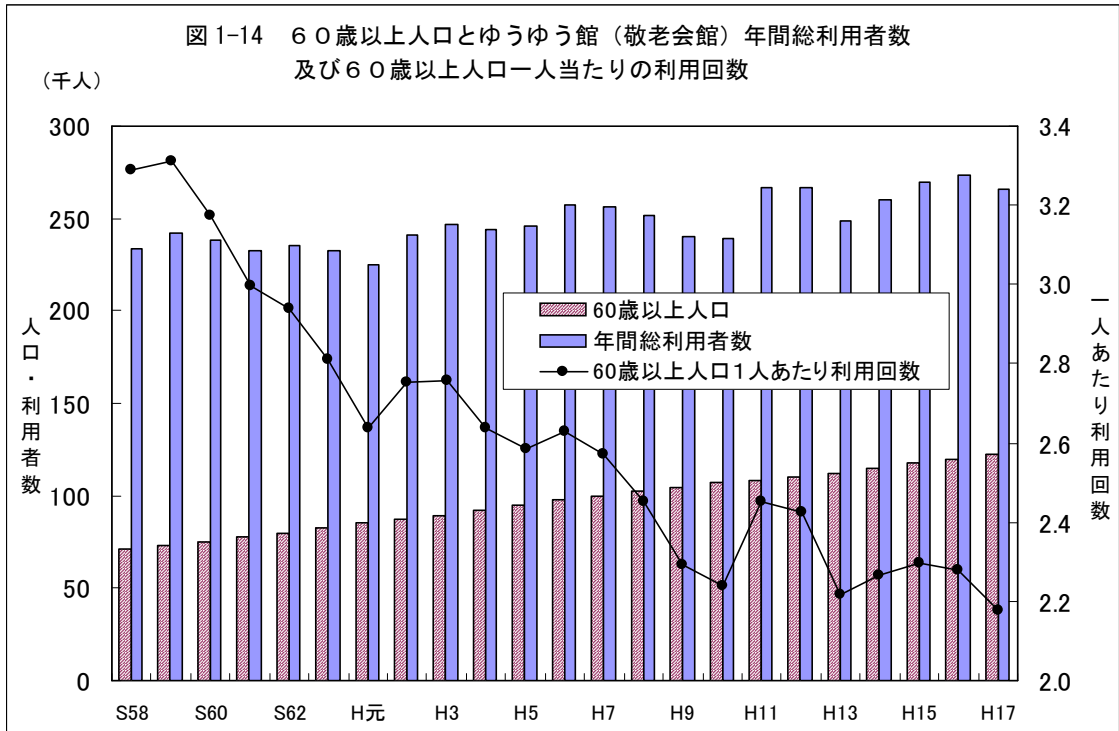
区民住宅（ベル・サラン）は、平成6年12月の10戸を手始めに、平成9年11月までに5箇所59戸を整備し、管理しています。なお、公有財産であるベル・サラン高円寺北の4戸を除いては、所有者との間に20年間の借上げ契約をしています。1箇所当たりの規模は10戸～15戸、間取りは2LDK～4LDK、1戸当たりの専用面積は55.7㎡～86.5㎡となっています。



(高齢者住宅戸数は、平成18年4月1日現在、65歳以上人口数は、平成18年1月1日現在)

(5) ゆうゆう館（敬老会館）

- ゆうゆう館は、老人福祉法の趣旨に基づき地域の高齢者の福祉の増進を目的とした「敬老会館」として設置され、健康保持、教養の向上、レクリエーションの場として利用されてきました。
- 区では、昭和 38 年に上荻窪敬老会館を開設して以来、各地域に 3~6 か所合計 32 館の敬老会館を近隣施設として設置してきました。総延べ床面積は 7,204.60 m²で、平均は 232.41 m²です。現在、ゆうゆう館のうち 28 館が保育園・児童館等との併設施設です。
- 利用状況については、年度間で若干の増減があるものの、年間 25 万人程度で概ね横ばいで推移しています。60 歳以上の人口の一人あたりの利用回数をみると、昭和 58 年度には一人あたり約 3.3 回利用していたものが、平成 17 年度には約 2.2 回に減少しています（図 1-14）。
年齢別に見ると、80 歳以上の方の利用は増加していますが、それ以下の年齢層では、横ばいか減少傾向にあります（図 1-15）。
- 「敬老会館」は、昭和 40 年代の厚生省社会局長通知に基づく設置基準により整備してきたため、高齢者を取り巻く社会状況や生活様式の変化にそぐわない面も出てきています。また、昭和 40 年代にその大半が建設されているため、施設・設備の老朽化が進み、平成 2 年以降 7 館の改築を行っています。
- 「敬老会館」は、これまで総じて憩いの場として捉えられてきましたが、平成 17 年 9 月「新たな時代の敬老会館のあり方検討会」において今後の方向性等が検討され、高齢者の利用を優先しつつも多様な世代の利用や交流にも対応できる施設へと転換を図り、「いきがい学びの場」「ふれあい交流の場」「健康づくりの場」の役割・機能を加えた「生涯現役社会への地域拠点」として活用を図ることとしました。名称も新たに公募し、その結果 18 年度から「ゆうゆう館」とすることとしました。
- 18 年度の「ゆうゆう館」は、9 館で NPO 法人との協働事業を実施しています。また、開館時間についても、8 館で平日午後 9 時まで、日曜日・祝日も午後 5 時までの開館としました（その他の「ゆうゆう館」は平日午後 5 時まで、日曜日・祝日は休館）。
- 施設改築にあたっては、従来設置していた浴室・茶室・和室は整備しないものとし、それに代わる機能として「異世代交流スペース」「団体交流スペース」を整備していくものとししました。また、改築計画外の施設では、改修計画を策定し順次改修を実施していくものとししました。

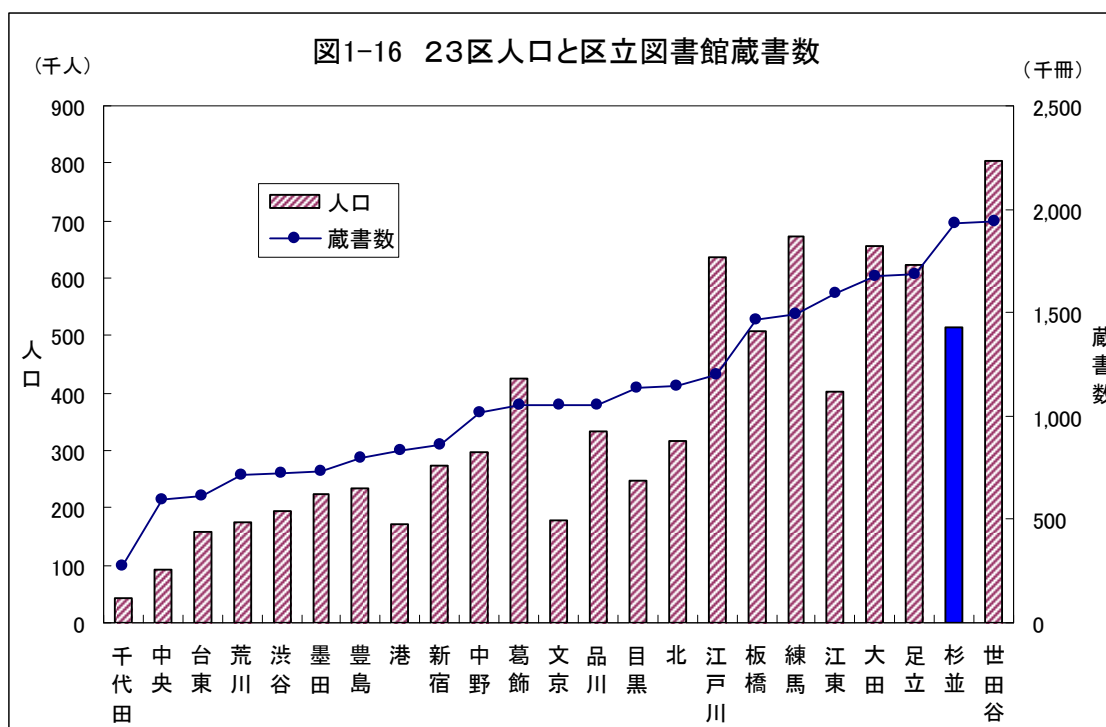


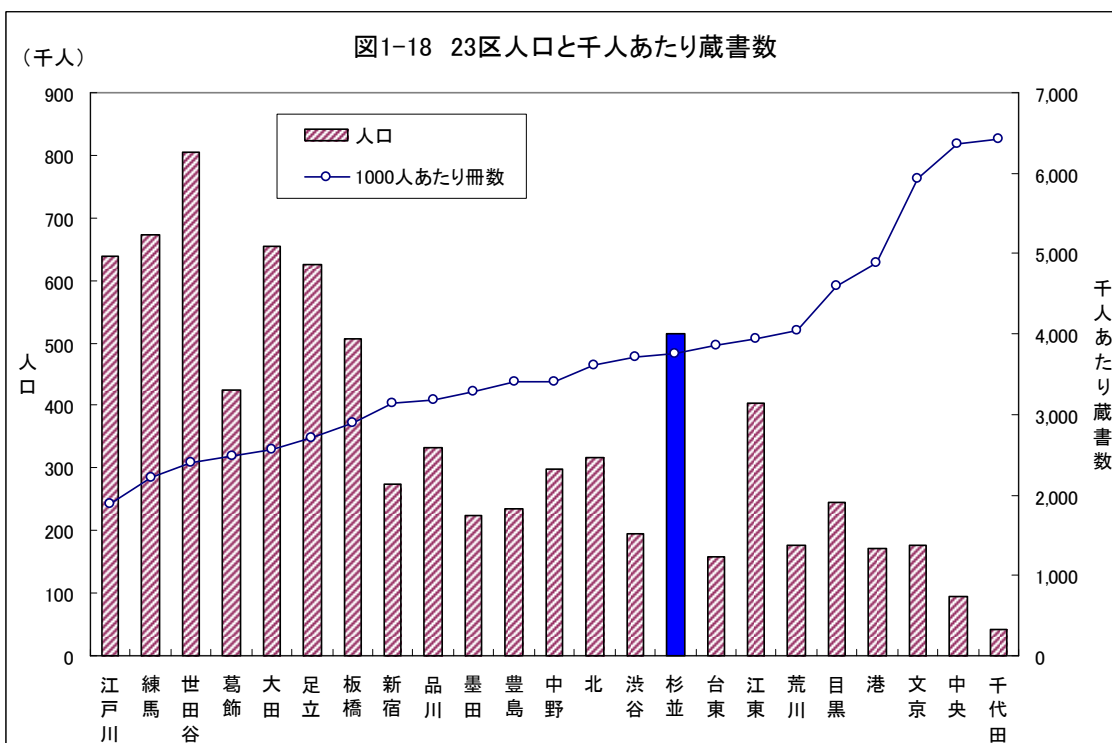
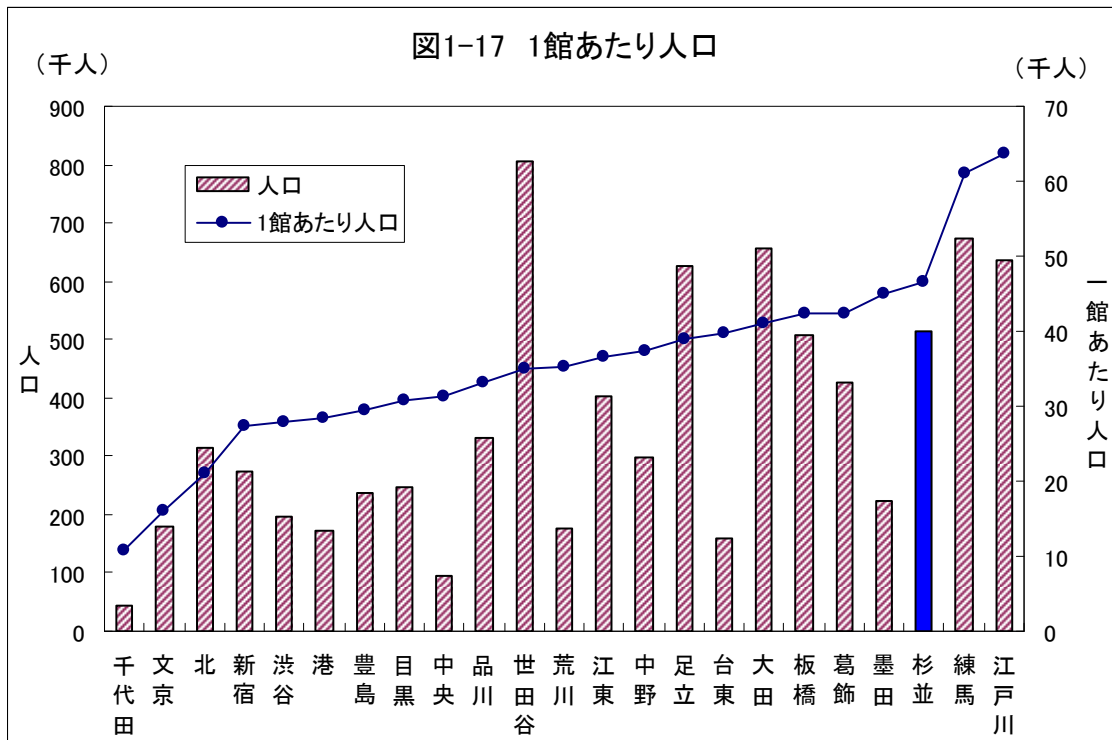
(6) 図書館

- 図書館は、区民の学習に対する要求に応えるため、各種の資料を収集し、それらを提供する重要な役割を果たしています。現在、中央図書館 1 館及び地域図書館 11 館の計 12 館が設置されています。

行政計画では、地域にあと 2 館を建設・整備し、区内全域で 14 の図書館によるサービスを行う目標があります。そのため、(仮称)西荻地域図書館(今川四丁目)を、平成 19 年 12 月の開館をめざして建設中です。

- 中央図書館の延べ床面積は 4,417.74 m²、地域図書館 11 館の総延べ床面積の合計は 13,959.78 m²で、11 館の平均は 1,269.07 m²です。
- 17 年 4 月現在、杉並区の図書館の蔵書数は 23 区中トップクラスで(図 1-16)、1 館あたりに換算した人口数は 3 番目に多く(図 1-17)、人口千人あたりの蔵書数では、23 区の 9 番目に位置します(図 1-18)。
- 成田図書館は平成 17 年度から、平成 17 年 11 月に開館した方南図書館は開館時から、それぞれ業務委託により運営しています。19 年度には、成田図書館及び阿佐谷図書館に指定管理者制度を導入し、南荻窪図書館を業務委託により運営します。なお、(仮称)西荻地域図書館は「ゆうゆう館」との併設で、「生涯現役」をテーマとしたモデル館として設計・建設し、運営にあたっては図書館とゆうゆう館を一体的に業務委託する方針です。





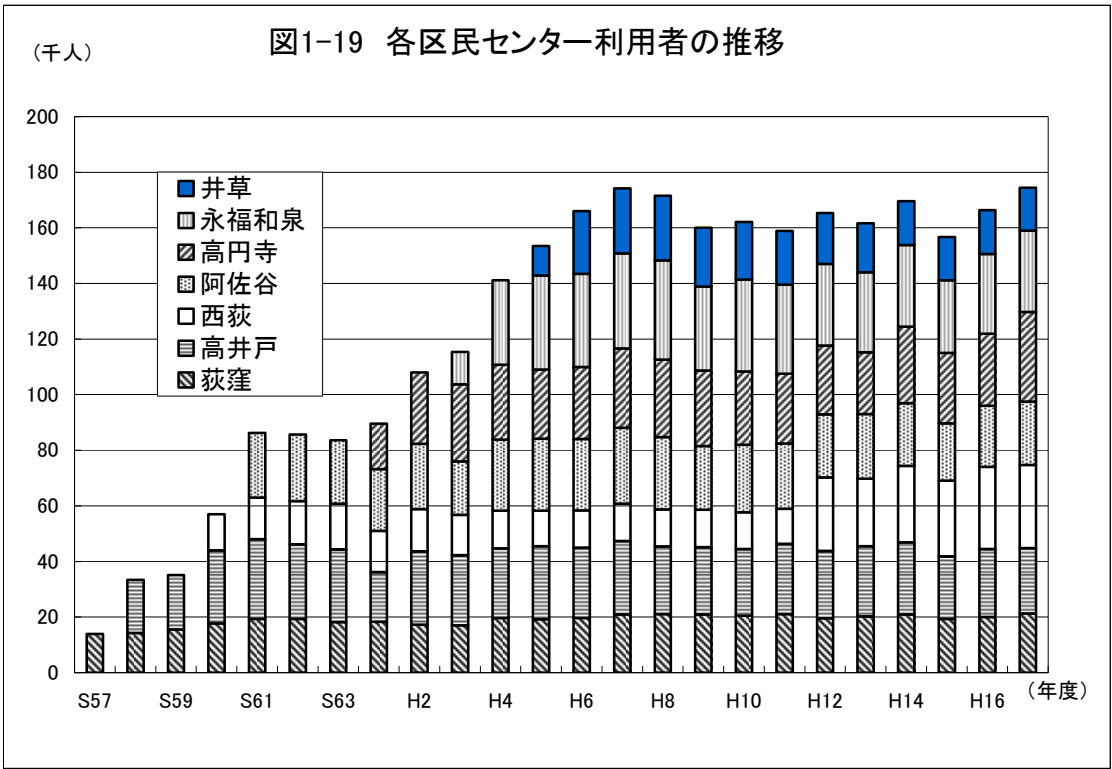
(7) 地域区民センター

- 地域区民センターは、区民相互の交流及び活動の拡大を図り、コミュニティの形成に資する場として、7つの地域に各1所ずつ設置されています（表1-1）。7センターの総延べ床面積合計は24,380.23 m²で、1センターの平均は3,482.89 m²です。
- 昭和53年度に1館目となる荻窪地域区民センターが開設し、平成5年度に7館目の井草地域区民センターが開設されました。地域活動の場であるとともに、区が行政サービスを提供する場として広く活用されています（図1-19）。
- 施設管理等については、平成14年度に3地域、15年度に残りの4地域の施設を民間業者に委託しています。これは、効率的で利用しやすい管理方法を検討した結果、これまでの地域集会施設等運営協議会への運営管理委託方式から、窓口サービス等を含めた設備保守及び巡回警備等を一括して業務委託する方式としたものです。

表1-1 施設概要

センター名	開設年月日	延床面積(m ²)	併設施設(複合施設)
荻 窪	昭和 54.3.1	3,817.95	
高井戸	昭和 58.4.1	4,371.19	高齢者活動支援センター 高井戸温水プール 高井戸駅前事務所
西 荻	昭和 59.12.1	2,824.36	勤労福祉会館 西荻区民事務所
阿佐谷	昭和 60.6.1	3,130.86	すぎなみ NPO 支援センター 阿佐谷キック・オフオフィス
高円寺	平成 1.6.2	3,893.78	社会教育センター 高円寺区民事務所
永福和泉	平成 3.8.23	3,328.14	都水道局庁舎 永福和泉区民事務所
井 草	平成 5.8.7	3,374.83	—

注) 併設(複合)施設は平成18年4月1日の状況



(8) 杉並公会堂

- 杉並公会堂は、昭和 32 年に開設され、当時の音楽用ホールの中では音響の面で「東洋一」とまで評価され、レコーディングやテレビ番組の収録等が行われるなど、東京における音楽・芸能の拠点の一つとして、重要な役割を果たしてきました。一方、区民や文化関係者などの演奏会・講演会・映画上映会、あるいは学校行事などの利用を通じ、杉並区の文化のシンボリックな存在として、長年にわたり多くの方々に親しまれてきました。
- 新たな公会堂の建設にあたり、事業費総額の削減と支出の平準化、民間企業による効率的な運営を行うため、公共的なホールとしては全国初となる P F I（民間資金活用）事業による施設としました。また、事業方式として B O T 方式（事業者が資金調達、施設建設、契約期間にわたる管理・運営を行い、資金回収した後に区にその施設を譲渡移管する方式）を採用し、平成 15 年 1 月には新しい公会堂を建設・運営する「P F I 杉並公会堂株式会社」が設立され、同年 7 月から改築工事が進められました。
- 平成 18 年 6 月、新しい公会堂は、旧公会堂が担ってきた音の響きの良いホールとしての伝統を継承し、区民が優れた文化・芸術に出会うための文化の発信拠点としてオープンしました。新公会堂は、延べ床面積は 9846.27 m²で、施設の概要は下表（表 1-2）のとおりです。
- 新たな杉並の文化振興のシンボルができたことにより、地元商店会等関係住民との相互協力及び連携を通じて、地域の活性化と魅力あるまちづくりにも大きく寄与していきます。

表 1-2 杉並公会堂の概要

利用施設	規模等	摘要
大ホール	客席数 1,190 席 (親子室あり)	シューボックス形式 (*1) 大楽屋 4 室 小楽屋 4 室
小ホール	面積 212 m ² 可動席 194 席	平土間状態 (*2) (客席可変機構あり) 中楽屋 2 室 小楽屋 1 室
グランサロン	面積 245 m ²	多目的空間 (大ホール舞台と同規模)
スタジオ A～E	面積 15～58 m ²	(リハーサル、バンド練習等)

(*1) シューボックス形式：「靴箱」形式。長方形の形状であるためにそのように呼ばれる。

(*2) 平土間状態：舞台と客席が平らで同じ高さとなった状態。

●杉並公会堂エントランス（写真上）、同大ホール（写真下）。

